

お申込みのご案内（ご旅行条件書）

お申込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい。

1. 募集型企画旅行契約

本旅行は株式会社 KNT-CT ウェブトラベル（以下「当社」という）が企画募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することとなります。又、契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）の各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、最終旅行日程表及び当社の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」によりです。

2. 旅行の申込み

- 申込メールフォームに所定の事項を記入の上、「タビレギフト券」を添えてお申込みいただきます。またお客様が旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする場合には、お申し込みのときに申し出ください。可能な範囲内で当社はこれに応じます。
- 旅行代金の適用：旅行代金は、2名様または4名様分の金額 30,000円（税込）となります。
- 当社は電話・メールフォームによるお申し込みを受け付けます。この場合予約の時点で契約は成立しておらず、当社が予約の承諾を通知した翌日から起算して3日以内に「タビレギフト券」を提出していただきます。

3. 契約の成立と契約書面・確定書面の交付

- 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お客様が「最終日程表」または「利用券」を受領したときに成立するとします。
- 通信契約は前項の規定に関わらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発生したときに成立するとします。ただし、契約締結を承諾する旨を e-mail 等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客様に到着した時に成立するものとします。
- 当社は契約の成立後旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます）をお渡しいたします。（当パンフレットはここのご旅行条件書において、契約書面の一部といたします）当社が手配し旅程を管理する業務を負う旅行サービス範囲は、当契約書面に記載いたします。

4. 申込条件

15 歳未満の方のご参加は、父母または親権者の同行を条件とします。（但し、一部のコースを除きます）15 歳以上 20 歳未満の方のご参加は、父母または親権者の同意書が必要です。

5. 確定書面（最終日程表）の交付

当契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示し重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面の交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の 8 日以降のお申込みに関しては旅行開始日）までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます）をお渡しいたします。

6. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した宿泊費、食事代、旅行取扱料金及び消費税等諸税。

7. 旅行日程・旅行代金の変更

- 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送機関のスケジュール、交通事情、気象条件その他やむをえない事由により旅行日程を変更する場合があります。又、定められた日程が変更される結果、変更後の代金が当初代金をこえた場合はその差額をお支払いいただきます。なお、お客様のお申し出により旅行内容を変更する場合は別途費用がかかります。
- お客様の都合により、1部屋あたりの人員が変更になった場合は、旅行代金が変更になる場合があります。

8. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、

当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、交替に要する実費とともに当社に提出していただきます。また、契約上の地位の譲渡は当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利を継承することとなります。なお、当社は、利用運送機関、宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

9. お客様からの旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

お客様はいつでも次に定める取消料（お一人様につき）をお支払いいただいて、旅行契約を解除することができます。表でいう取消日は、お客様が当社及び旅行業法で規定された「委託営業所」（以下「当社」といいます。）のそれぞれ営業日、営業時間内に取消する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

取消料 (出発日を含みます)		旅行開始日の前日	旅行開始日の前々日	旅行開始日の前日	当日	旅行開始後及び無連絡不参加	
取 消 料 率	下記以外の宿泊日	無料	申込員 15 名以上 20%	20%	20%	50%	100%
	2020.12/31-2021.1/2、 2021.5/1-4	20%	申込員 14 名以下 無料				

また、お客様は次に掲げる場合においては上記の取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。

- 契約内容が、第 14 項の別表左側 1～7 の重要な変更であるとき。
 - 第 7 項（1）に基づいて旅行代金が増額改訂されたとき。
 - 当社がお客様に対し、第 5 項の期日までに確定書面を交付しなかったとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (2) 旅行開始後
- お客様のご都合により途中で契約を解除又は一時離脱された場合及び旅行代金に含まれている旅行サービスの一部を、ご利用にならなかった場合も、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
 - お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払戻いたします。

10. 添乗員等

個人旅行プラン

個人旅行プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なくクーポン類をお渡しいたしましたので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。また、悪天候によって旅行サービスの内容を変更する事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

11. 当社による旅行契約の解除及び履行の中止

(1) 旅行開始前

- 当社は次に掲げる場合において、旅行開始前に国内募集型企画旅行契約を解除することができます。
- 最少催行人数に満たないときは旅行の実施を取りやめるときがあります。この場合は旅行開始日の 14 日前（日帰り旅行は 4 日前）までにご連絡を当社にお預かりしている旅行代金は全額お返しし、この旅行契約を解除いたします。
 - お客様が当社にあらかじめ明示した性別、年齢、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の、条件をみたしていないことが判明したとき。
 - お客様が病氣その他の事由により、当該旅行にたえられないと認めるとき。

- お客様が他のお客さまと迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- 天災地変、戦乱、運送機関等における旅行サービス提供の中止、国内外の官公署の命令その他の当社の関与できない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが高極めて大きいとき、集合時刻を過ぎてても集合場所にお越しにならないときは募集型企画旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しをいたしません。

12. お客様の責任

- お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- お客さまは、当社から提供される情報を活用し、お客さまの権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客さまは、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

13. 当社の責任及び免責事項

- 当社は旅行契約の履行に当たって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生日から 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- 手荷物について生じた前 (1) の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生日から 15 日以内で当社に対して通知があったときに限り、旅行者 1 人 15 万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）とを賠償します。
- お客さまが次に例示するような事由により損害を被ったときは、上記の責任を負うものではありません。

(イ) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、(ロ) 運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、(ハ) 官公署の命令又は伝染病による隔離、(ニ) 自由行動中の事故、(ホ) 食中毒、(ヘ) 盗難、(ト) 運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞り時間の短縮。

14. 旅程保証

当社は、旅行開始前に下記の表の左欄に掲げる重要な変更（下記の次に掲げる変更を除きます）が行われた場合は、旅行代金に別表記載の率を乗じた額の変更補償金を旅行終了後 30 日以内に支払います。ただし、サービス提供の日時、およびサービス提供についての順序の前後と対象外とします。また、一旅行契約について支払う変更補償金の総額は、旅行代金の 15% を上限とし、支払う変更補償金の総額がおおよそ 1000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。また、当社はお客様の同意を得て、変更補償金の支払いをこれと同等価値以上の物品・サービスの提供に替えて行うことがあります。

次に掲げる事由による変更

(イ) 天災地変、(ロ) 戦乱、(ハ) 暴動、(ニ) 官公署の命令、(ホ) 運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、(ヘ) 当初の運行計画に於ける予定サービスの提供、(ト) 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

別表 変更補償金	変更補償金の支払いが必要となる変更		1件あたりの率（%）	
	旅行開始前	旅行開始後	旅行開始前	旅行開始後
1. 旅行開始日又は旅行終了日の変更			1.5	3.0
2. 入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更			1.0	2.0
3. 運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更			1.0	2.0
4. 運送機関の種類又は会社名の変更			1.0	2.0
5. 宿泊機関の種類又は名称の変更			1.0	2.0
6. 宿泊機関の客室の種類、設備・景観その他の客室の条件の変更			1.0	2.0
7. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトルに記載があった事項の変更			2.5	5.0

- 注 1：「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- 注 2：確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それらの変更につき一件として取り扱います。
- 注 3：第 4 号又は第 5 号若しくは第 6 号に掲げる変更が 1 乗車船等又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船又は 1 泊につき 1 変更として数えます。
- 注 4：第 7 号に掲げる変更については、第 1 号から第 6 号までを適用せず、第 7 号によりです。

15. 特別補償

- 当社は、当社の責任が生じるか否かを問わず、国内募集型企画旅行約款の特別補償規程で定めるところにより、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によってその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び別無金を支払います。
- 当社が、第 12 項 (1) に基づく補償金支払義務と第 13 項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務ともに履行されたものとします。

16. その他

- お客様が個人的な案内・買物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送委託手続きを代行するものとします。

17. 基準日期

この旅行条件は、令和 2 年 4 月 1 日現在を基準としています。

旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。

個人情報情報の取り扱いについて

- 株式会社 KNT-CT ウェブトラベル（以下「当社」）およびご旅行をお申し込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきますほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- 当社、当社グループ企業等、販売店および当社が提携する企業が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただきますことがあります。
- 上記のほか、当社の個人情報取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

旅行企画 実施 株式会社 KNT-CT ウェブトラベル

観光庁長官登録旅行業第 2051 号 一般社団法人日本旅行業協会 正会員
〒113-0240 東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 40 階